

## 確認申請等の手続きに係る「委任状」及び「訂正印」等の取扱い

令和3年1月1日付にて、押印を求める手続の見直し等のための改正省令が施行され、確認申請書等の申請者等の押印が不要となりました。

これに伴い、江戸川区建築指導課における各種手続きに係る「委任状」及び「訂正印」等の取扱いについては、次の通り行います。

### 1 委任状について

- ① 委任者本人の意思に基づいて作成された押印または自署がない委任状は有効です。この場合、委任者の意思確認をさせていただくことがありますので、必ず委任者の連絡先を記載してください。
  - ② トラブル防止のため、委任者・受任者間で押印の可否を判断してください。
  - ③ 委任状は「写し」で構いません。
- ※ 令和3年9月1日施行の建築基準法施行規則改正に伴い、計画通知等の行政機関が申請者の場合も上記と同様の取り扱いとします。

### 2 訂正印について

- ① 確認申請の添付図書は押印しないでください。設計者印の押印制度がないため、訂正印による補正は認められません。
- ② 万一、添付図書の補正が必要となった場合は、補正した図書を追加してください。補正により不要となった申請図書は消印し、審査完了後に返却します。
- ③ また、申請書（添付書類を除く）に訂正が生じた場合は、余白に「○字挿入、△字抹消、訂正日、受任者氏名」を記載してください。

### 3 受領印について

- ① 書類の受け取り時は、申請時にお渡しした受領票に来庁者の会社名と氏名を自署してお持ちください。なお、身分証明書の提示を求めることがあります。

### 4 参考

<国土交通省QA>抜粋

Q：委任状への押印は必要か。

A：行政機関等は委任状への押印の有無を確認する必要はありませんが、行政機関等の判断により、適切な方法で委任者の意思確認を行ってください。なお、委任者・受任者間のトラブル防止のため、必要に応じ、委任者・受任者間で押印の可否を判断いただくようお願いください。

Q：申請図書を訂正する場合、訂正印は必要か。

A：申請図書の訂正印は法令上定めがありません。適切な者が訂正していることの確認はトラブル防止のため必要と考えますが、確認方法は行政機関等の判断によります。